

# ガイドラインに基づく取組の徹底について

～ 公正な研究活動の推進に向けて ～

平成30年3月6日

文部科学省 科学技術・学術政策局  
人材政策課研究公正推進室



1

## ガイドライン制定の背景

- 研究活動における不正行為の事案が後を絶たず、昨今、これらの不正行為が社会的に大きく取り上げられる事態。
- 背景として、研究者の研究作法や研究倫理について、十分な教育を受けていない状況があり、研究指導に当たるべき研究者の中にも、その責務を十分に自覚していない者が見受けられる状況。
- 競争的環境の急速な進展、研究分野の細分化や専門性の深化、研究活動体制の複雑化・多様化の結果、自浄作用が働きにくくなっているとの指摘。
- これまでの対応は、専ら個々の研究者の自己規律と責任のみに委ねられている側面が強いという問題。
- また、研究成果の第三者による検証可能性を確保し、不正行為の抑止や、研究者が万一不正行為の疑いを受けた場合に、その自己防衛に資する、研究データの保存等が必ずしも十分ではないという問題。

等々

2

## ガイドラインの見直し

研究活動の不正行為への対応のガイドライン  
(2006年8月)



研究活動における不正行為が後を絶たない

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン  
(2014年8月)

### 見直しの基本的方向・要求事項

これまでの対応が研究者個人の責任に委ねられている側面が強かったことを踏まえ、研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、不正行為が起りにくい環境がつけられるよう対応を強化。

- 研究倫理教育を実施する体制を整備し、所属する研究者等に定期的に研究倫理教育を実施
- 研究データの保存や開示に関する規程を整備
- 不正行為の疑惑が生じた際の調査手続等に関する規程を整備

3

## 研究者・科学コミュニティの責任

### 【研究活動について】

- 観察や実験等によって知り得た事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイデア等に基づき新たな知見を創造
- 研究活動によって得られた成果を客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティへの公開

### 【研究者の責任】

- 責任ある研究の実施
  - 研究活動の本質を理解し、それに基づく作法や研究者倫理を身に付ける
  - 共同研究における個々の研究者間の役割分担・責任の明確化
  - 研究データの適正な記録保存や厳正な取扱いの徹底
- 特定不正行為の疑惑を晴らそうとする場合、自己の責任において、科学的根拠を示して説明

### 【科学コミュニティの責任】

- 各研究者から公表された研究成果を厳正に吟味し、評価することを通じて、品質管理を徹底
- 不正行為の範囲・定義について、各研究分野の状況等を踏まえ、学協会の倫理規程や行動規範、学術誌の投稿規程等で明確化し、当該不正行為が発覚した場合の対応方針を提示

4

## 大学等の研究機関の責任

### 【組織としての責任体制の確立】

- **管理責任の明確化と不正行為を事前に防止する取組**の推進
  - ・不正行為疑惑の調査手続きや方法等に関する**規程・体制の整備・公表**
  - ・実効的な取組推進（研究者間の役割分担・責任の明確化、代表研究者による研究成果確認、若手研究者へのメンター配置等を組織的に取組む）

### 【不正の事前防止に関する取組】

- 不正行為を抑止する環境整備
  - ・ **研究倫理教育の実施**
    - 大学：学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底。学生への研究倫理教育を実施。
    - 大学等の研究機関：研究倫理教育責任者の配置。広く研究活動にかかわる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施。
    - 配分機関：競争的資金等により行われる研究活動に参画する全ての研究者に研究倫理教育に関するプログラムを履修させ、研究倫理教育の受講を確実に確認。
  - ・ **一定期間の研究データの保存・開示の義務付け**

### 【不正事案への対応】

- 特定不正行為の告発受付、事案調査、調査結果の公開
  - ・ **調査への第三者的視点の導入（外部有識者半数以上、利害関係者排除）**
  - ・ 各研究機関における調査期間の目安の設定
  - ・ 調査の公正性等に関する不服申立ては調査委員を交代・追加等して審査

5

## ガイドラインに基づく体制整備等に対する指導の流れ

### ①チェックリストの提出

文部科学省の予算の配分又は措置で研究活動を実施する全ての研究機関は、毎年度、チェックリストを提出する。

↓ 不備が確認された場合

### ①' 特定不正行為に係る報告書等の提出

特定不正行為が確認された研究機関はガイドラインに基づき、報告書等を提出する。報告書に基づき、体制整備等の状況を文部科学省が確認する。

↓ 不備が確認された場合

### ②電子メール又は面接による指導

体制整備や（以下「体制整備等」という。）に不備が確認された場合、不備があった箇所を指導する。指導を受けた研究各機関はすみやかに規程等の改正や取組の改善に努め、規程等の改正案や取組の改善スケジュールが策定された段階、実際に規程等が改正後、取組が完了した後等に事前整理表を提出する。

↓ 速やかな対応が確認されない場合

### ③体制整備等詳細確認調査の実施・公正な研究活動の推進に関する有識者会議での審議

事前整理表を用いた指導に対して、速やかな対応の完了が確認されない場合、体制整備等詳細確認調査に適宜移行する。体制整備等詳細確認調査は面接調査又は現地調査としている。

体制整備等詳細確認調査の結果については、公正な研究活動の推進に関する有識者会議で審議する。

↓ 不備が確認された場合

### ④管理条件の付与・管理条件対応状況調査の実施

有識者会議での審議結果に基づき、管理条件を付与する。管理条件の履行期限は原則として60日以内。なお、管理条件の履行期限後、速やかに管理条件対応状況調査を実施する。管理条件調査については、管理条件の着実な履行が認められると文部科学省が判断するまで、繰り返し実施する。その際、履行期限については文部科学省が改めて設定する。

↓ 履行が認められない場合

### ⑤間接経費の削減・競争的資金等の執行停止

管理条件の履行が認められない回数に応じて、間接経費の削減や競争的資金等の執行停止を行う。

6

## 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく取組の徹底について」（平成30年1月23日付け事務連絡）

### 【背景】

- ・ ガイドラインの対象機関（平成28年度：約1,900機関）について、ガイドラインに基づく**体制整備等が完了**。
- ・ 京都大学iPS細胞研究所の事案など、ガイドライン改正後にも研究不正が発生。その中で、**取組の形骸化が指摘**される。

### 【チェックリストの主な改正点】

- ・ チェックリストを4部構成に
  - 第1部：研究者等に対する研究倫理教育について
  - 第2部：学生に対する研究倫理教育について
  - 第3部：研究データの保存・開示について
  - 第4部：研究活動における不正行為の告発・調査について
- ・ **管理責任を明確化するため、各部で責任者を確認**
- ・ **研究者に対する研究倫理教育について、研究倫理教育の実施状況や実施内容を確認**
- ・ **学生に対する研究倫理教育について、義務付け等の状況や実施内容を確認**
- ・ 大学院学生に対する研究倫理教育の実施状況について、修士課程学生と博士課程学生をそれぞれ確認
- ・ **研究データの保存について、規程等の運用状況について確認**

7